

令和7年7月15日

児童生徒の保護者・御家族の皆様へ

豊田市教育委員会

児童生徒の安全確保に向けた学校の取組について

平素より、本市の教育活動に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨今、全国的に教職員による児童生徒への不適切な行為（盗撮・わいせつ行為）が報道され、教育現場への信頼が揺らぐ事案が発生しております。こうした状況を受け、豊田市では児童生徒の安全と安心を守るため、これまでも注意喚起はしてきましたが、改めて、以下の取組を全ての学校において徹底して参ります。

今後も、児童生徒が安心して学び、成長できる環境づくりに向けて、教職員一人一人が高い倫理観を持ち、学校全体で取組を強化してまいります。保護者の皆様におかれましても、何かお気づきの点がございましたら、御遠慮なく学校まで御連絡ください。

引き続き、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

<学校の主な取組>

1 盗撮防止対策

- ・ 撮影は学校指定の機材を使用し、許可を受けていない機材（個人で所有するスマートフォン等）による撮影は禁止しています。
- ・ 教室・更衣室・トイレの点検を定期的実施し、カメラ等の不審物がないかの確認、及び不審物の隠し場所となり得る荷物等の放置防止に努めています。
- ・ 児童生徒の画像や映像は、校内で厳重に管理し、無断持ち出しを禁止しています。

2 わいせつ行為防止対策

- ・ 教職員に対し、児童生徒との私的な連絡（電話・メール・SNS・アプリケーション等）は禁止しています。
- ・ 個別面談は密室を避け、適切な距離を確保するようにしています。
- ・ 身体接触は、児童生徒の安全確保、特別支援学校・特別支援学級の教諭等が生活介助等でやむを得ない場合を除き、原則禁止としています。

3 児童生徒への教育と支援体制

- ・ 児童生徒に対し、教職員と個人的な連絡先を交換しないよう指導します。
- ・ 児童生徒が悩みや不安を相談できるように、担任、養護教諭、相談担当教員、スクールカウンセラー、生活アンケート等を活用した相談体制の確認・周知を行います。
- ・ 児童生徒に対し、更衣室やトイレなどでの異変に気づいた際は、教員に報告するよう指導しています。